

概要版

第2期

宮古島市子ども・子育て支援事業計画

～結いの力で拓く 子・親・地域の未来～



令和2年3月
宮古島市

計画の概要

計画策定の背景と目的

宮古島市では、平成27年3月に、子ども・子育て支援新制度に基づき「第1期宮古島市子ども・子育て支援事業計画太陽の子・もやいプラン（平成27年度～31年度）」を策定し、様々な子ども・子育てに関する取り組みを展開してきました。

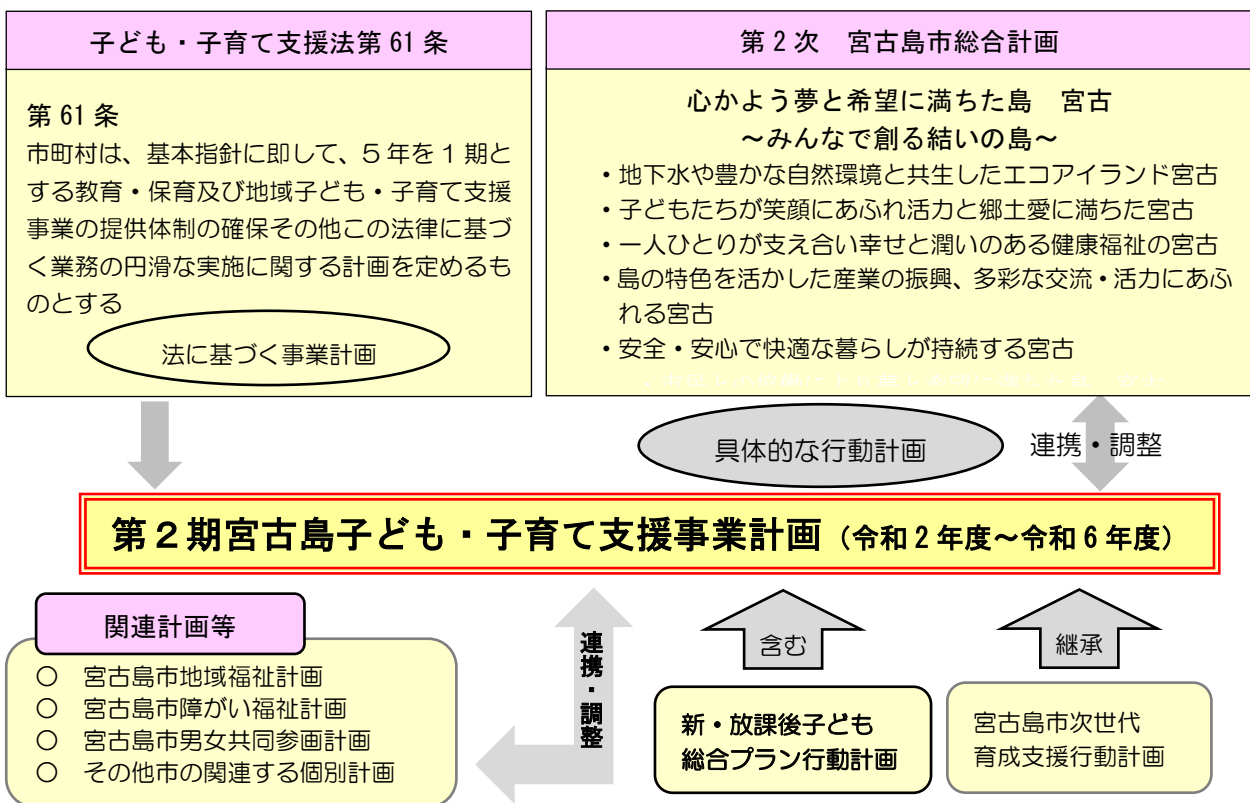
第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画の検証をはじめ、改めて子育て世帯のニーズを把握（アンケート調査）し、今後も安心して妊娠・出産・育児を行い、未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう策定いたしました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を認識しつつ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援し、「保育の量的拡充・拡大」、「すべての子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供」、「地域子ども・子育て支援の充実」を目指すものとしています。

また、本計画内容とも関連する、次世代育成支援対策行動計画や新・放課後子ども総合プラン行動計画の内容も包含するものとします。

なお、本計画は市の総合的なまちづくりの方向性を示している「第2次宮古島市総合計画」を上位計画とし、宮古島市の教育に係る主要施策や関連する市の個別計画との整合性を図りながら策定します。



計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画の期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画の策定		計画期間				

計画の基本理念・基本目標

基本理念

市民相互の力をもって子どもの育ち・保護者の子育てを支え、子育てを通じて地域の未来を切り拓くことを目標として、第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画においても第1期計画を踏襲し、基本理念を以下のとおりとします。

結いの力で拓く 子・親・地域の未来

計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえて以下4つを基本目標として定めます。

基本目標Ⅰ：子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実

本市に住む幼児期の子ども・保護者が必要とする教育・保育が提供できるよう、ニーズに即した計画的な受け皿の確保や教育・保育環境の質の向上を図っていきます。

なお、本市に根付く人とのつながりをはじめとする資源を活かし、子育てに関する情報の提供をはじめ、相談支援など、各種保育サービスの充実を図ります。

また、放課後等の子どもの居場所づくりの充実を図るなど、子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実を目指します。

基本目標Ⅱ：母性並びに乳幼児等の健康づくり支援の充実

子どもが生まれ、その子どもが健やかに成長するには、妊婦の健康をはじめ、子どもの成長に合わせた支援が必要となることから、妊産婦健診、乳幼児全戸訪問、各種相談事業を実施するなど、健康で安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、学校を通した子どもへの健康づくりへの支援等の充実に努めるなど、母性並びに乳幼児等の健康づくりの支援の充実を目指します。

基本目標Ⅲ：安心で安全に暮らせる環境づくり

本市に住む子どもが安心・安全で健やかに成長し、学ぶことができるよう、総合的な支援を行うための環境づくりに取り組みます。

ひとり親家庭については、子育てと家計の維持を一人で担わなければならないことから、子育て支援や経済的な支援等のサポートに努めます。

障がい児やその家庭については、障がい児保育や特別支援教育など、各種サービスの充実を図り安心して生活をおくることができるよう取り組みます。なお、近年は発達面で支援が必要な子が増加傾向にあることから、早期発見・早期支援に向けた取り組みを推進します。

また、子どもの人権が尊重されるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策を充実するとともに、DVの未然防止に向けた対策に取り組みます。

基本目標Ⅳ：ワーク・ライフ・バランスの推進

本市においては、共働き世帯も多く、母親にかかる子育ての負担が大きくなる傾向にあるものの、昨今の時代の流れもあり父親も積極的に子育てに参加する意識が醸成されつつありますが、家庭での役割分担だけでなく、宮古島市全体で子育てを支える環境の整備が求められていることから、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等について、宮古島商工会議所をはじめとする関係機関と協力し、市内事業所等に対して、育児休業や短時間勤務、介護休業等の柔軟な働き方に関する制度の利用しやすい環境づくりに向けた取り組みを推進します。

また、市の広報をはじめ、様々な媒体や機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進に取り組み、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指します。

施策の体系

第2期計画における施策の体系は、4つの基本目標ごとに以下の基本施策を展開するものとします。

■本計画の基本目標と基本施策

基本目標等	基本施策
基本目標Ⅰ 子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実	(1) 保育の量的確保及び幼児期の学校教育・保育の質の向上
	(2) ニーズに即した子育て支援サービスの充実
	(3) 児童・生徒の放課後の居場所づくりの確保
	(4) 宮古島市全体で子育て家庭に寄り添う環境・体制づくり
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康づくり支援の充実	(1) 母子保健の取り組みの充実
	(2) 学校等を通じた子どもの健康維持・増進の推進
基本目標Ⅲ 安心して安全に暮らせる環境づくり	(1) ひとり親世帯への支援の充実
	(2) 障がいのある子どもや世帯等へのきめ細やかな対応の充実
	(3) 子どもの育ちが等しく保障される支援体制の構築・強化
	(4) 児童虐待及びDVの予防、早期発見・早期対応の強化
	(5) その他、子育てにおいて支援を必要とする世帯に対し、市民・事業所・関係機関と連携して安心して子育てできる環境づくり
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
	(2) 国・県、事業所等と連携して、子育てがしやすい雇用労働環境の創出
■第2期子ども・子育て支援事業計画（量の見込み及び確保方策）	【教育・保育の量の見込みと確保方策】
	1号認定、2号認定（教育、保育）、3号認定（1～2歳、0歳）
	【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】
	延長保育事業
	一時預かり事業（幼稚園型）
	一時預かり事業（幼稚園以外）
	病児・病後児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）
	子育て短期支援事業（ショートステイ）
	地域子育て支援拠点事業
	利用者支援事業
	放課後児童健全育成事業（低学年＋高学年）
	多様な主体の参入促進事業
	実費徴収に伴う補足給付事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
妊婦健診	



重点施策

前頁で示した、本計画に位置づける各基本施策について総合的に取り組むものでありますが、本市における子ども・子育てに関する課題やニーズ調査の結果等における保護者の要望などを勘案し、2020から2024年度までの5年間において、特に積極的に推進する施策を以下のとおりとします。

2020～2024年度において積極的に推進する取り組み

今後、5年間で本市においては、子育て家庭のニーズで一番要望の高い以下の取り組みを積極的に進めます。

待機児童の解消に向けた取り組みの推進

- 既存の教育・保育施設における定員数の拡大
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の人材育成と確保方策の推進
- ニーズ調査結果と幼児教育・保育の無償化の影響の検証と対応

取り組み目標

上記の取り組みを推進することで、2024年度には待機児童の解消を目指します。

	現状値	2024年度 目標値
待機児童の解消	2019年4月1日時点 12人 2019年10月1日時点 50人	0人 ※県の計画に合わせ、2021年度 までの待機児童の解消を目指す



教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定の考え方

国の区域設定における考え方

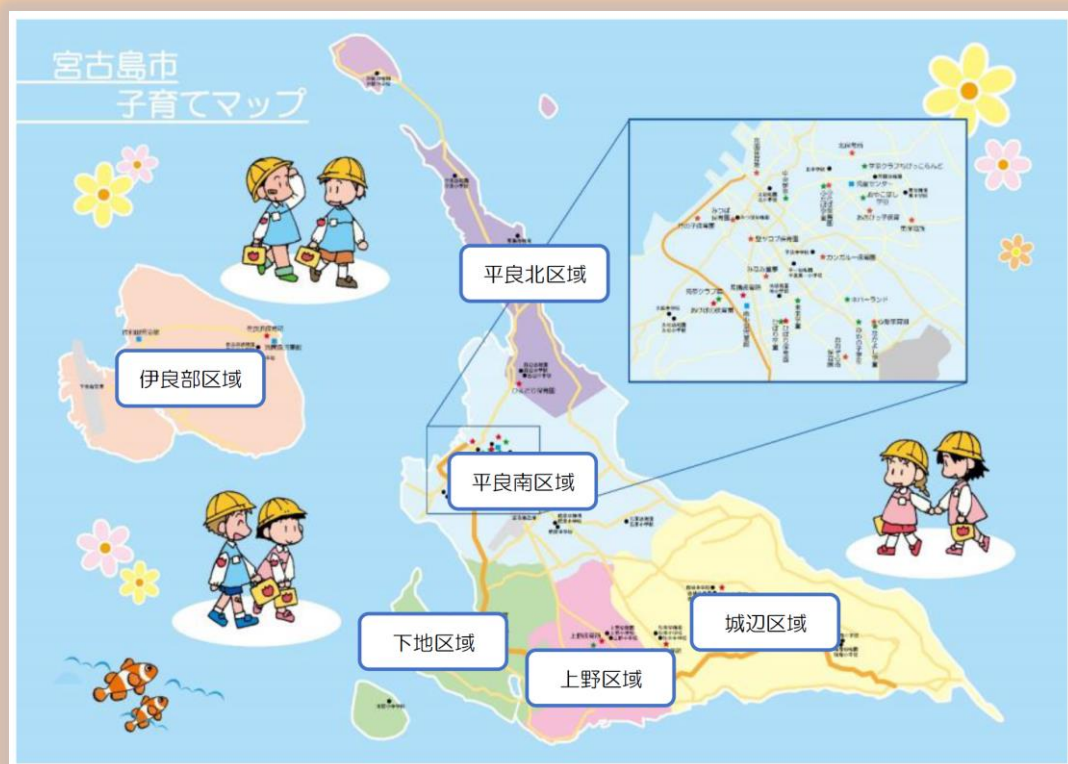
- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる



上記の区域設定の考え方や既存施設の利活用等を勘案した上で、第1期計画を踏襲し、第2期計画では「平良北区域」「平良南区域」「城辺区域」「伊良部区域」「下区域」「上野区域」の6区域を教育・保育提供区域として設定します。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」に係る事業にあたっては、「延長保育事業」や「一時預かり事業」「放課後児童健全育成事業」などを除き、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとします。

教育・保育提供区域（6区域）



地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の各事業とその内容は、以下のとおりです。

	事業名	事業内容
1	延長保育事業	通常保育の時間を超えて保育を行う事業
2	一時預かり事業（幼稚園型）	主に1号認定の子どもを対象として、平日の教育時間終了後や夏休みなどの長期休業中に保護者が子どもを見ることが困難な場合に、在園する幼稚園、認定こども園などで預かる事業です。
3	一時預かり事業（幼稚園以外）	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない子どもを対象とした一時預かり事業です。
4	病児・病後児保育事業	病気の児童等について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
5	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	小学生の放課後や休日において預かりの実施等を行う事業です。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。
7	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。
8	利用者支援事業	子ども、その保護者、または妊娠している方が安心して子育てができるよう個々に応じた相談、助言を行い、関係機関とのつながりをサポートする事業です。
9	放課後児童健全育成事業（低学年＋高学年）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
10	多様な主体の参入促進事業	保育所新規設置事業者が円滑に実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業です。
11	実費徴収に伴う補足給付事業	低所得世帯向けに、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業です。
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とした事業です。
13	養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な養育者に対し子育て等へのアドバイスをする人等を派遣する事業です。
14	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。
15	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査」「保健指導」などを実施する事業です。





宮古島市

発行：宮古島市役所 福祉部 児童家庭課
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地
0980-72-3751（代表）

